

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則

平成19年4月1日
公立大学法人福井県立大学細則第17号

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人福井県立大会計規程（平成19年公立大学法人福井県立大会計規程第51号。以下「会計規程」という。）の定めるところにより、公立大学法人福井県立大学（以下「法人」という。）が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(競争に参加させることができない者)

第2条 売買、賃貸借、請負その他の契約につき会計規程第17条第1項に規定する競争に付するときは被保佐人、被補助人および未成年者が必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(競争に参加させないことができる者)

第3条 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用者として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行にあたり故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害しもしくは不正の利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を結ぶことまたは契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督または検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

(競争参加者の資格)

第4条 会計規程第17条第2項に規定する競争に加わろうとする者については、契約の種類ごとに、その金額に応じて、必要な資格を事務局長が定める。ただし、会計規程第19条第4項および第5項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとする場合は、別に定めるところにより必要な資格を定める。

- 2 前項の規定により、資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期または随時に一般競争入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が資格を有するかどうかを審査しなければならない。この場合において、資格を有すると認めた者または資格がないと認めた者にそれぞれ必要な通知をしなければならない。

(一般競争入札の公告)

第5条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に福井県報への掲載またはインターネットの利用により公告しなければならない。ただし

急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

(一般競争入札について公告する事項)

第6条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 競争入札に付する事項
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 三 契約条項を示す場所
- 四 入札および開札の場所および日時
- 五 入札保証金に関する事項
- 六 その他必要な事項

2 前項第二号に規定する競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を当該公告において明らかにしなければならない。

第6条の2 理事長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第5条の規定により公告をするときは、前条第1項の規定により公告する事項および同条第2項の規定により明らかにしなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨および当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準（以下、「落札者決定基準」という。）についても、公告をするものとする。

- 2 前項の公告をするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴き、落札者決定基準を定めなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。

(指名競争入札における指名通知)

第7条 指名競争に付そうとするときは、第6条第一号および第三号から第六号までに掲げる事項をその指名する者に書面をもって通知しなければならない。

2 第5条および第6条第2項の規定は、第1項の指名通知の場合に準用する。

(入札保証金)

第8条 競争に付そうとするときは、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。

- 2 前項の保証金の納付は、次の各号に掲げるものの提供をもってこれに代えることができる。
 - 一 国債、地方債、政府保証債その他公立大学法人福井県立大学経理細則（平成19年細則第15号。以下「経理細則」という。）第6条で定める有価証券
 - 二 銀行または事務局長が確実と認める金融機関等に対する定期預金債権
 - 三 その他事務局長が確実と認める担保

(入札保証金の納付)

第9条 前条第1項の規定により一般競争入札に参加しようとする者に入札保証金を納付させるときは、入札保証金納付書に入札保証金を添えて、提出させなければならない。

(入札保証金の免除)

第10条 次に掲げる場合においては、前条の規定に関わらず入札保証金の全部または一部を免除することができる。

- 一 競争に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
- 二 第4条第1項に規定する資格を有する者が契約を結ばないこととなるおそれが無いと認められるとき

(入札説明会)

第11条 入札公告、指名通知（以下「公告等」という。）および入札説明書で示した契約の内容、入札条件等で書面に記載することが難しい事項、錯誤の生じるおそれのある事項等について、補足説明をする必要があると認める場合には、入札説明会を開催することができる。

(予定価格の作成)

- 第12条 競争入札に付そうとする場合においては、あらかじめ契約を締結しようとする事項の仕様書、設計書等に基づき、予定価格を書面（以下「予定価格調書」という。）により作成しなければならない。
- 2 前項に規定する予定価格調書は、封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

- 第13条 予定価格は競争に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価をもってその予定価格を定めることができる。
- 2 予定価格は、契約の目的となる物件または役務について、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(入札の執行)

- 第14条 競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した入札書を、競争参加者またはその代理人（以下「競争参加者等」という。）より提出させなければならない。
- 一 調達件名
 - 二 入札金額
 - 三 競争参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名）および押印
 - 四 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名および押印

(入札書の引換え等の禁止)

- 第15条 入札を執行しようとする場合において、競争参加者等をして、その提出した入札書の引換え、変更または取り消しをさせてはならない
- 2 前項の取扱いについては、公告等または入札説明書においてあらかじめ周知しておかなければならない。

(入札書の訂正)

第16条 あらかじめ入札説明書等において、競争参加者等に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について競争参加者等が押印しておかなければならないことを周知させておかなければならない。

(代理人による入札)

第17条 代理人が入札するときは、あらかじめ競争参加者等から代理委任状を提出させなけれ

ばならない。

(開札)

第18条 公告等に示した競争執行の場所および日時に、競争参加者等を立ち合わせて開札しなければならない。この場合において、競争参加者等が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(入札場の入退場の制限)

第19条 競争参加者等、入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）および第18条に規定する立会い職員以外の者を、入札場に入場させてはならない。

2 入札開始以後においては、競争参加者等を入札場に入場させてはならない。

3 特にやむを得ないと認められる事情がある場合のほか、いったん入場した者の退場を許してはならない。

(入札の取りやめ等)

第20条 競争参加者等が相連合し、または不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが認められないときは、当該競争参加者等を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

(無効の入札書)

第21条 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効なものとして処理しなければならない。

- 一 入札公告および入札説明書に示した競争に参加する資格のない者の提出した入札書
- 二 調達件名および入札金額のないもの
- 三 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名）および押印のないまたは判然としないもの。
- 四 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名および押印のないまたは判然としないもの（記載のないまたは判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名）または代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く）
- 五 調達件名に重大な誤りがあるもの
- 六 入札金額の記載が不明確のもの
- 七 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの
- 八 公告等および入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- 九 その他入札に関する条件に違反した入札書

2 前項の無効の入札書については、公告等または入札説明書においてあらかじめ周知しておくなければならない。

(再度入札)

第22条 開札をした場合において、競争参加者等の入札のうち予定価格の範囲内での入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合においては、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(落札者の決定)

第23条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者の調査)

第24条 会計規程第19条第2項に規定する契約に係る競争を行った場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、事務局長が定める基準に該当することとなったときは、落札決定を留保し、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

2 調査の結果、履行されないおそれがあると認められたときは、次順位者を落札者とするものとする。

(落札者の決定通知)

第25条 会計規程第19条第2項の規定により落札者を定めたときは、直ちに、次の各号に掲げる通知をするものとする。

- 一 最低価格で申込みをした者を落札者とした場合は次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める通知
 - イ 当該落札者 必要な事項の通知
 - ロ その他の入札者 落札の決定があった旨の通知
- 二 次順位者を落札者とした場合は次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める通知
 - イ 当該落札者 必要な事項の通知
 - ロ 最低価格で申込みをした者で落札者とならなかった者 落札者とならなかった理由
その他必要な事項
 - ハ その他の入札者 落札の決定があった旨の通知

(落札決定後の入札保証金の処理)

第26条 入札保証金は落札者が決定した後に納付者に返還しなければならない。ただし落札者の納付に係るものは契約書の取り交わし後に返還するものとする。

2 落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申出によりこれを契約保証金に充てることができる。

3 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約書の取り交わしをしないときは法人に帰属させるものとし、その旨を公告等または入札説明書においてあらかじめ定めておかななければならない。

(指名競争に付することができる場合)

第27条 理事長が特別の事由があると認める契約については、会計規程第17条第1項に規定する指名競争に付することができる。

(指名の基準)

第28条 請負契約について、第4条第1項に規定する有資格者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 指名に際し、著しい経営状況の悪化または資産および信用度の低下の事実がなく、かつ契約の履行がなされないおそれがないと認められる者であること。
- 二 当該指名競争に付する契約の性質または目的により当該契約の履行について、法令の規定により官公署等の許可または認可等を必要とするものにあつては、当該許可または認可等を受けている者であること。

- 三 特殊な工事等の契約を指名競争に付する場合において、その工事等の施行または供給の実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者であること。
- 四 指名競争に付する工事等の履行期限または履行場所等により当該工事等に原材料、労務等を容易に調達して施行しうる者に行わせることまたは一定地域にある者のみを対象として競争に付することが契約上有利と認める場合において、当該調達をして施行することが可能な者または当該一定地域にある者であること。
- 五 工事等の契約について、その性質上特殊な技術、機械器具または生産設備等を有する者に行わせる必要がある場合においては当該技術、機械器具または生産設備等を有する者であること。
- 六 前号のほか契約担当者において必要と認める事項

(競争参加者の指名)

第29条 指名競争に付するときは、第4条第1項の資格を有する者のうちから、前条の基準により、競争に参加する者をなるべく5人以上指名しなければならない。

(随意契約によることができる場合)

第30条 会計規程第17条第1項に規定する随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 契約の性質または目的が競争を許さない場合
 - 二 緊急の必要により競争に付することができない場合
 - 三 競争に付することが不利と認められる場合
 - 四 予定価格が250万円未満の契約をする場合
 - 五 国、地方公共団体その他の公益法人と契約する場合
 - 六 外国で契約する場合
 - 七 競争に付しても入札者がいないとき、または再度の入札に付しても落札者がいない場合
 - 八 落札者が契約を結ばない場合
 - 九 農場、工場、試験所その他これに準ずる者の生産に係る物品を売り払う場合
 - 十 別に定めるところにより資産の譲与または無償貸付をすることができる者にその資産を売り払いまたは有償で貸し付ける場合
 - 十一 その他理事長が随意契約とする特別の事由があると認める場合
- 2 前項第七号に規定する随意契約においては、契約保証金および履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第1項第八号に規定する随意契約においては、その落札金額の制限内であること、および履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(せり売り)

第31条 会計規程第17条第1項に規定するせり売りに付することができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものをする場合とする。

(予定価格調書の省略)

第32条 第12条の規定は、随意契約の場合に準用する。ただし、次に掲げる場合は、予定価格調書の作成を省略することができる。

- 一 法令に基づいて取引価格が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約をすることが不可能または著しく困難であると認められるものに係る随意契約
- 二 予定価格が100万円未満の随意契約で予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略しても支障がないと認められるもの。

(分割契約)

第33条 第30条第1項第七号および第八号に定めるところにより随意契約によろうとする場合においては、予定価格または落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格または金額の制限内で数人に分割して契約をすることができる。

(見積書の徴取)

第34条 随意契約によろうとするときには、見積書を徴さなければならない。

- 2 前項のうち、予定価格が50万円以上の場合においては2人以上、予定価格が100万円以上の場合においては5人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、1人の者をもって代えることができる。
 - 一 契約の内容により秘密にする必要があるとき。
 - 二 契約の目的物が代替性のないものであるとき。
 - 三 同一の規格および品質の物品で契約の相手方により価格が異なるものを購入するとき。
 - 四 競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき。
 - 五 緊急の必要により、他の者から見積書を徴するいとまのないとき。
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、事務局長が特別の理由があると認めるとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、見積書を徴さないことができる。
 - 一 新聞その他定期刊行物の購入をするとき。
 - 二 例規集等の追録の購入をするとき。
 - 三 価格および送料が表示されている書籍の購入をするとき。
 - 四 郵便切手類の購入をするとき。
 - 五 1件3万円未満の契約をするとき。
 - 六 分解して検査しなければ見積ることができない固定資産等の修繕の契約をするとき。
 - 七 国、地方公共団体その他理事長が定める公共的団体と契約をするとき。
 - 八 前各号に掲げる場合のほか、事務局長が見積書を徴する必要がないと認めるとき。

(契約書の記載事項)

第35条 会計規程第20条に規定する契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限および契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし契約の性質または目的により該当のない事項については、この限りでない。

- 一 契約履行の場所
- 二 契約代金の支払または受領の時期および方法
- 三 監督および検査
- 四 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 五 危険負担
- 六 かし担保責任
- 七 契約に関する紛争の解決方法
- 八 その他必要な事項

(契約書の取り交わし時期)

第36条 契約書の取り交わしは、遅滞なく(契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは合理的と認める期間に)するものとする。

(契約書の省略)

第37条 会計規程第20条に規定する細則で定める場合は、次に掲げる契約をいうものとする。

- 一 第4条第1項の資格を有する者による契約で、契約金額が100万円未満の契約を締結するとき
 - 二 物品等を売り払う場合において、買受人が代金を即納して当該物品等を引き取るとき
 - 三 その他契約書の作成をする必要がないと認めるとき。
- 2 前項第1号に掲げる契約をする場合において、1件50万円以上の契約をするときは、請書またはこれに代わる契約の事実を明らかにする書類を作成しなければならない。

(契約保証金)

- 第38条 法人と契約を締結する者（以下「契約者」という。）に対し、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約者が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだときその他その必要がないと認める場合においては、その全部または一部を納めさせないことができる。
- 2 前項の保証金の納付は、次の各号に掲げるものの提供をもってこれに代えることができる。
- 一 国債、地方債、政府保証債その他経理細則第6条で定める有価証券
 - 二 銀行または事務局長が確実と認める金融機関等に対する定期預金債権
 - 三 その他事務局長が確実と認める担保

(契約保証金の処理)

- 第39条 契約保証金は、これを納付したものが契約上の義務を履行しないときは、法人に帰属させるものとし、その旨を契約書等により約定しなければならない。
- 2 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後に返還するものとする。

(監督の方法)

- 第40条 会計規程第21条第1項に規定する監督は、監督を命ぜられた者（以下「監督職員」という。）が、自ら立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(監督職員の報告)

- 第41条 監督職員は、理事長に監督の実施についての報告をしなければならない。

(検査の方法)

- 第42条 会計規程第21条第2項に規定する検査は、検査を命ぜられた者（以下「検査職員」という。）が、自ら契約書、仕様書および設計書その他の関係書類に基づいて行うものとする。

(検査の時期)

- 第43条 検査は、相手方から給付を終了した旨の通知を受領後すみやかに実施しなければならない。

(検査調書の作成)

- 第44条 検査職員は、検査を完了した場合には、検査調書を作成しなければならない。
- 2 納品書等の表面余白に検査済みの旨ならびに年月日を記載し、これに押印して検査調書の作成に代えることができる。

(監督および検査の委託)

- 第45条 監督および検査は、必要があるときは、法人の職員以外の者に委託して行わせることができる。
- 2 前項の規定により、監督や検査を委託した場合には、委託された者は、特別の必要がある場合を除き、当該監督または検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなけ

ればならない。

(兼職の禁止)

第46条 検査職員および前条の規定により検査を委託された者は、特別の必要がある場合を除き、監督職員および前条の規定により監督を委託された者の職務と兼ねることができない。

(代価の収納)

第47条 資産を売却し、貸し付け、または使用させようとする場合において徴収すべき代価があるときは、当該資産の引き渡し、移転の登記もしくは登録の前、または使用開始前にその代価を納入させることを約定しなければならない。

2 契約の性質上前項の規定により難しいときは、その代価を相当の期間を定め分割して納入させ、または後納させることを約定することができる。

(代価の支払)

第48条 代価の支払方法および時期については、別に契約で定めることができる。

2 契約により、請負契約に係る既済部分または物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前または完納前に代価の一部を支払う必要がある場合は、給付の完了前に代価の一部を支払うことができる。

(準用規定)

第49条 法人が締結する契約に関する事務の取扱については、法人の会計規程、細則および要領に定めのない場合には、福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）の例による。

(委任)

第50条 この細則の施行について必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年1月7日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年2月13日から施行する。